

令和元年10月30日  
事業管理課

## 令和元年台風第19号による災害に伴う建設業法上の特例措置について

令和元年台風第19号における被害者の有する権利利益の保全のため、被害者の有する宮城県知事所管の許可等について、その有効期間の延長に関する措置及び期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、建設業法上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、よろしくお願ひします。

なお、根拠法令等については、宮城県土木部事業管理課ホームページをご参照ください。

### 1. 許可の有効期間の延長について

特定被災地域内に主たる営業所を有する者に係る建設業許可（令和元年10月10日から令和2年3月30日の間に建設業許可の有効期間が満了するものに限り、令和元年10月9日までに更新を受けた場合を除く。）の有効期間の満了日を、一律に令和2年3月31日に延長します。

※それに伴い、令和元年10月10日から令和2年3月30日の間に有効期間の満了を迎える建設業の許可通知書については、許可の有効期間の満了日を令和2年3月31日に読み替えることとします。

※更新申請は令和2年2月末日までに行ってください。（延長前の許可の有効期間満了日の3か月前から申請可能。）

※更新後の許可年月日（許可通知書の「許可の有効期間」の開始日）は令和2年4月1日となります。

※延長前の許可の有効期間満了日以前に更新申請を行う業者について、特例措置による建設業許可の有効期間の延長を希望しない場合には、更新申請の際に各土木事務所まで申し出てください。

その場合、延長前の許可の有効期間満了日の翌日を更新後の許可年月日とします。

### 2. 変更等の届出について

建設業法に基づく変更等の届出（令和元年10月10日から令和2年1月30日までに届出期限が到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、令和2年1月31日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について、行政上及び刑事上の責任は問わないものとします。

### 3. 経営事項審査の有効期間の延長について

特定被災地域内に主たる営業所を有する者に係る直近の経営事項審査（令和元年10月10日から令和2年3月30日までに直近の経営事項審査の有効期間が満了するものに限る。）の有効期間の満了日を、一律に令和2年3月31日に延長します。

### 4. 監理技術者資格証の有効期間の延長について

特定被災地域内に住所を有する者に係る監理技術者資格証（令和元年10月10日から令和2年3月30日まで監理技術者資格証の有効期間が満了するものに限り、令和元年10月9日までに新資格者証を交付された場合を除く。）の有効期間の満了日を一律に令和2年3月31日に延長します。

### 5. 監理技術者講習の受講について

専任で配置される監理技術者については、令和元年台風第19号により監理技術者講習を受講することができず、令和元年10月10日から令和2年1月30日までの間に、直近に受講した監理技術者講習から5年満了した場合でも、令和2年1月31日までに受講していれば、専任の監理技術者の配置義務の不履行について、行政上及び刑事上の責任は問わないこととします。

### 6. 監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合とされているが、令和元年台風第19号により、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合に含むものとします。

### 7. 恒常的な雇用関係の取扱いについて

国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、令和元年台風第19号により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係でも差し支えないこととします。